

複合市民施設に関する調査特別委員会記録

令和6年6月14日（金）午後3時24分～午後4時13分（908会議室）

○出席委員（10名）

委員長	小松 良行	副委員長	佐原 真紀
委員	浦野洋太郎	委員	佐藤 勢
委員	根本 雅昭	委員	二階堂利枝
委員	後藤 善次	委員	川又 康彦
委員	村山 国子	委員	真田 広志

○欠席委員（1名）

委員	沢井 和宏
----	-------

○市長等部局出席者（財務部、教育委員会）

財務部長	松田 和士
財務部次長（財務担当）兼財産マネジメント推進室長	後藤 孝信
管財課長	高田 豊一
管財課課長補佐兼管理係長	丹治 洋行
管財課複合市民施設係長	鈴木 耕
管財課複合市民施設係主査	安田 由幸
財産マネジメント推進室公共建築課長	菅野 禎弘
財産マネジメント推進室公共建築課建築係長	今野 泰敬
財産マネジメント推進室公共建築課設備係長	清野 隆司
生涯学習課長	遠藤 彰
生涯学習課庶務係長	鈴木 祐矢
中央学習センター館長	加藤 享司

○議題

- 1 当局説明について
- 2 当局説明
- 3 当局説明の意見開陳
- 4 今後の調査の進め方について
- 5 その他

午後3時24分 開 議

(小松良行委員長) 複合市民施設に関する調査特別委員会を再開いたします。

初めに、当局説明についてを議題といたします。

正副手元で当局説明案を作成いたしましたので、ご覧ください。

このような内容で当局説明を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) では、そのようにさせていただきます。

なお、お手元の次第にはありませんけれども、当局退席後、委員間で常任委員会室名、要するに常任委員会のお部屋のプレートサイン、また傍聴席のプレートサイン、この2つについて協議いただく予定であります。

そこで、説明を受ける前に、過去の委員長報告と委員会室の配置を改めてご覧いただきたいと思います。まず、資料の新議場4階、5階の図面をお開きいただきたいと思います。2ページ目が新議場5階図面、平面図になりますけれども、上部に常任委員会室1から4というのが並んでいます。こちらの委員会室名をどのようにするかが当局説明後の第1点の協議事項となります。

次に、資料の令和2年12月委員長報告をお開きいただければと思います。最後の4ページ目ですが、下から5行目に傍聴席ではなく、市民の皆様も参加者であるという視点から市民席と位置づけるなどといった考え方が重要としております。こちらの傍聴席の名称についてが2点目の協議事項となります。

以上を踏まえまして、委員の皆様には当局に確認すべき事項を当局説明の中で聴取いただき、その後、委員会としての方向性を出していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、当局入室のため、暫時休憩いたします。

午後3時27分 休 憩

午後3時28分 再 開

(小松良行委員長) 委員会を再開いたします。

本日は、業務が多忙なところ、特別委員会の調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。当局の皆様に対しまして委員会を代表し、心から感謝申し上げます。

なお、本日議題は、仮称市民センター管理運営案について、福島市議会議事堂サイン案についての2件であります。一括して議題とし、全ての説明が終了した後に質疑に移りたいと思います。

では、当局からのご説明をお願いいたします。

(財務部長) 説明のお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、仮称市民センターの管理運営に関しまして、施設内での飲酒についての現在の検討状況及び市議会議事堂のサイン案についてご説明申し上げて、ご意見を頂戴いたしたく存じます。

詳細につきましては、事前にお送りしております資料に基づきまして次長よりご説明をいたします。よろしくお願いをいたします。

（財務部次長（財務担当）兼財産マネジメント推進室長） それでは、私のほうから仮称市民センターの管理運営案及び福島市議会議事堂のサイン案について、事前にお配りさせていただきました資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料の1ページご覧いただきたいと思います。初めに、仮称市民センターにおける飲酒の取扱いについてご説明をさせていただきたいと思います。仮称市民センターにおける飲酒の取扱いにつきましては、これまで本特別委員会におきまして継続的に議論をさせていただき、様々なご意見をいただいております。誠にありがとうございます。通常、公の施設における飲酒に関する取扱い等のように、詳細な部分につきましては、さきにご審議をいただきました条例等で規定する内容ではなく、別途要綱などで規定をしているところでございます。今般、本特別委員会における議論や既存施設での利用状況と市民懇談会などのご意見などを整理した上で、市としての方針案としてまとめたものでございます。

まず、（１）の既存施設の飲酒の取扱いでございますが、今回複合化いたします既存施設のうち、市民会館におきましては、第2ホールや2階の和室、5階の洋室、会議室、そちらのほうに限定をしまして、飲酒を伴う利用を認めておりまして、近隣町会の例えば総会の後の懇親会とか、そういった形で活用されているという状況でございます。また、敬老センターにおきましても、こちらはどの部屋においても飲酒をすることが可能となっております。一方で、中央学習センターにおきましては、飲酒を伴う利用は一切認めていないという形になってございます。

そういたしまして、（２）の市民センターでの取扱案でございますが、今ほど申し上げました既存施設での実際の利用状況、また市民懇談会の委員さん、あと近隣町会長さんからはこれまでと同様の使い方をできるようにしてほしいとの要望をいただいております。さらには、これまでの本特別委員会における議論の経過などを踏まえまして、下記のとおり場所、あと時間などを限定した形で飲酒を伴う部屋の利用を可能としたいというふうに考えたところでございます。

まず、会議室における利用でございますが、まず①の貸出条件としまして、総会などの会議に付随する飲酒についてのみ、部屋と時間を限定して可能としたいと考えてございます。したがって、米印のほうに記載しましたとおり、飲酒自体を主たる目的とする利用については認めないこととしたというふうに考えております。

また、②の貸出しをする対象としましては、既存施設の近隣の利用者、主には近隣の町内会さんになりますが、その会議室機能を継承する形で地元の中央東地区の町内会等としたいというふうに考えてございます。

また、③の貸出時間につきましては、平日は午後6時から午後9時の夜間の時間帯のみで、土日、祝日については特に時間の制限のほうは設けない形としたいと考えてございます。なお、議会開催中

の平日夜間については、そちらのほうは不可としたいというふうに考えてございます。

あと、④の貸出しする部屋につきましては、下の平面図のほうに記載しましたとおり、3階の北西の部屋になります312号室、こちらについては音が漏れにくい仕様の部屋となっておりまして、こちらの部屋に限定したいというふうに考えてございます。

そのほか、⑤のほうに記載しましたとおり、持ち込んだごみの持ち帰りやほかの利用者等の迷惑になるような行為がないように徹底した上でご利用いただければというふうに考えてございます。

次に、屋外の市民広場についてでございますが、①の貸出条件としましては、例えば地域の夏祭りなどのイベントにおきまして飲酒を伴う利用を可能として、こちらは特に町内会に限定せずに認めていきたいというふうに考えてございます。

ただし、②、貸出時間としましては、飲酒を伴うものや大きな音が出るイベントなどは閉庁時間に限定をしたいというふうに考えてございます。

なお、資料のほうには記載してございませんが、4月の特別委員会の際にご説明させていただきまして、市民広場につきましては公の施設としての市民センターとは別に庁舎として位置づけたいと考えておりますので、そちらの使用料については別途行政財産使用料条例をベースに算定しまして、規則等に規定をしたいというふうに考えてございます。

最後に、その他といたしまして、市主催のイベント等に伴う会議室や市民広場での飲酒、例えば会議等に付随するレセプションなどが想定されますが、そうした場合には柔軟に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上が仮称市民センターにおける飲酒に関する方針案でございますが、詳細につきましては別途要綱のほうに落とし込んでいきたいというふうに考えてございます。

次に、2ページのほうをご覧くださいと思います。福島市議会議事堂のサイン案についてでございます。施設の名称に関しましては、これまでの特別委員会の中でもご説明させていただきましたが、建物全体は複合棟としまして、その中の4階、5階は議会機能であります福島市議会議事堂、1階から3階は公の施設であります市民センター、そして市民センターの1階事務室の中に中央学習センターが入るといった形になります。

そういたしまして、この建物の表札に当たります施設の名称のサインにつきましては、建物の下に図が入ってございますが、建物の南側の外壁、正面入り口のすぐ西側になりますが、こちらが一番目につく場所になりまして、そちらのほうに設置をしたいと考えてございます。隣の立体駐車場からいらっしゃる方などが必ずその前を通るというような場所になります。

3ページをご覧くださいと思います。そういたしまして、それぞれの名称及び配置につきましては記載のようにしたいと考えておりまして、上の階層に位置します議会機能となります福島市議会議事堂、こちらのほうを一番上に配置しまして、その下に福島市市民センター、そしてこの市民センターの中に中央学習センターの事務室が入る形になりますので、若干小さく福島市中央学習センター

という形で配置したいと考えております。

一番下の拡大図のほうに記載しておりますが、サインの文字の大きさにつきましては1文字当たり20センチ角、ステンレス製で、色は黒の切り文字のサインのほうを外壁に取り付けたいというふうに考えてございます。各名称の下に英訳を記載したいと考えてございますが、英訳については現在確認中でございますので、ご了承いただければと思います。また、全体的な文字の大きさやバランスなどにつきましては今後調整の余地はございますが、英訳のほう含めて適切に表記をしていきたいというふうに考えてございます。

説明については以上でございます。

(小松良行委員長) それでは、質疑に移ります。ご意見のある方はお述べください。

(真田広志委員) 非常にご配慮いただいております。この312会議室は、最大で何人ぐらい入れますか。

(管財課複合市民施設係長) 現在、椅子とか机の配置で想定している人数については50人弱という形でございます。

(真田広志委員) 先月も新浜町会とかで市民会館で飲酒伴うような集まりがあったのだけれども、皆さん非常に心配しておられて、本当にほっとしています。本当にご配慮ありがとうございます。皆さんが使い勝手がいいような施設になって良かったと思っていますので。

(川又康彦委員) 50人ぐらいということで、イメージで大体このこと同じぐらいなのかなと思ったのですけれども、そんな感じではない。50人だともうちょっと入るのかな。

(管財課複合市民施設係長) 面積的には99平米、100平米ぐらいになりますので、おっしゃるとおり、ここの部屋と同じぐらいで、机に3人がけをイメージしてまして、それで50名弱という形になります。

(村山国子委員) 312会議室は音漏れがしにくい仕様ということで、防音の壁みたいになっているのですか。

(管財課複合市民施設係長) 壁のほうを厚くしまして、中にグラスウールという吸音材を設置している壁になっております。

(村山国子委員) 貸出条件と貸出対象が総会等、町内会等って、こうなっているのですけれども、こういうふうにやってしまうと結構範囲が広がるのかななんて思ったのですけれども、そこら辺はどのようなのですか。

(管財課複合市民施設係長) 委員おっしゃるとおり、等とつけさせていただいたのは、例えば町内会に関連する老人クラブですとか、そうしたものを含めてという形になりますので、広くということではなくて、限定をさせていただきたいというふうに考えてございます。

(村山国子委員) 貸出時間だったのですが、平日は3時間なののですけれども、土日になると9時から9時までで、そのうちの何時間とかって限定しないで、午後いっぱい借りてとかって、そういうふう

なのも可能になってしまうということなのですか。

（管財課複合市民施設係長）貸出しにつきましては、窓口で貸出しをしていただくような想定はしておりますけれども、基本的には1回当たり3時間が1回というふうに見て、その範囲で貸出しをする形になるかというふうに想定してございますので、使う時間帯によってその辺は1回分にするのか2回にするのかというのは選択いただくような形になるかなと思います。

（村山国子委員）その他の市主催のイベント等に伴う会議室、市民広場の飲食、飲酒だったのですけれども、レセプションというのがあったのですけれども、想定しているというのはどういうのを考えているのですか。

（管財課長）具体的にどういったイベントというところ現在はございませんが、市主催で例えば飲食を伴うような場合だったり飲酒を伴うようなときは、312会議室に限らず柔軟にお部屋のほうは選択できるような調整をさせていただきたいという趣旨でございます。

（村山国子委員）例えば賀詞交歓会なんかやっていますけれども、そういうのをやるとか、そういうイメージではないのですね。

（管財課長）そのお使いになるお部屋の広さでどの程度の人数でやれるかというところもありますので、その辺りも踏まえてご利用される、市のほうでのイベント等でも使うことを想定しているところでございます。

（村山国子委員）そういうのまで認めてしまうと、何か切りがないような気がするのですけれども。市を挙げてもできますよみたいな感じの状態はちょっと市民にとってどうなのかなという感じはするのですけれども。

（管財課長）ご心配いただいて、要は飲酒を伴うようなことをご心配いただいているのかなと思うのですけれども、あくまで今回貸出条件、会議室のほうも会議に付随する飲酒ということで、飲酒を主たる目的というのは、宴席のためにお使いいただくのはちょっとご遠慮いただきたいという趣旨でございます。あくまで宴会のために使うということではございませんので、その辺りは社会通念上、そういったことも踏まえた中でのご利用をいただきたいなどは考えているところでございますので、あまり幅を広げて使っていくということを想定しているものではございません。

（真田広志委員）もともと敬老会などを含め様々なものやイベントを敬老センターとか使っているいろいろやっていたし、特に中央地区はやっぱり集会所がないところも結構多いので、そういったところは困っちゃうのですよね。そういったところにもしっかり配慮していただければという、今回私はよかったなというふうに思います。引き続きよろしくお願いします。

（根本雅昭委員）3ページの英語表記なののですけれども、後から変わるかもしれないのでしょうかけれども、学習センターの英訳にシティーって入っていないのですけれども、これは何かあるのですか。

（管財課複合市民施設係長）現在この表記に関しましては事業者さんから上がってきた案というところでもございますので、例えばネイティブな、いわゆる外国人が見てちゃんと理解できるのかという

ところも含めて、今後確認をして表記をしていきたいというふうに考えてございます。

(村山国子委員) 私が危惧しているのはその他の部分で市の主催というところだったのですが、これまでの敬老センターとか市民会館の歴史があって、町内会で使うのだよというのは致し方ないかなという気はするのですけれども、市主催でやるというのがちょっと何か飲酒の利用を広げてしまうような。そういう危惧があるかなと。市を挙げて飲酒をやるというのがちょっと。会場があってやるのであれば特に問題ないのですけれども、ここで市の主催でやるというのがちょっと引かかるなという気がするのです。

(財務部長) 委員さんのご指摘は重く受け止めていきたいと思いますが、市長のほうからは例えば試飲会とか、今市の酒会だとかやっていますので、そういったものを他市の方々にお示しをするような場面とか、そういったところに使えないかとか、そういった提案は市長の口からも出ています。委員のご心配はもっともだと思いますので、制限的に、限定的に運用をするということで考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

(二階堂利枝委員) ちょっと今ここで聞くのもあれなのですが、今のこのプレートが置いてあるところって、ここの前に例えばタクシーとかで来た場合、ここの前にタクシーで止まって乗車できるというところになるのですか。車がどういうふうにもこの敷地を通して出たり入ったりできるのかって今までって何かありましたっけ。

(財産マネジメント推進室公共建築課長) 委員さんのおっしゃるタクシー等の乗降に関しましては、今回建物が複合棟と隣に立体駐車場がありますけれども、乗降は立体駐車場の前で行うような形になりますので、建物の前、今のサイン前で車を降りたりという行為は、そこはないです。あくまでも人しかここは通れません。

(二階堂利枝委員) カラーの部分の前には、これは車入っていけない感じなのでしたっけ。

(財産マネジメント推進室公共建築課長) おっしゃるとおり、2ページの下のカラーの絵があるかと思いますが、この赤く塗っているところにサインはつきますけれども、この周りには車は入ってはいけません。あくまでも隣の立体駐車場の前の辺りで車の乗降という感じになります。

(二階堂利枝委員) そうしたら、今例えば市長とか議長がここの前で降りたりしているではないですか。その場所はどこになるのですか。

(財産マネジメント推進室公共建築課長) そういった場合の市長等も含めまして乗降につきましては、この建物の左側の立体駐車場の前でという形になります。あくまでも、立体駐車場の乗降する場所にも屋根がつきますので、そこで降りていただくという形になります。

(小松良行委員長) ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ほかになければ、以上で当局説明を終了いたします。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午後3時50分

休 憩

午後3時51分

再 開

(小松良行委員長) 委員会を再開いたします。

ただいま当局から受けた説明の中で、施設名称サインについては委員会としては説明を受けたとおり了としてもよろしいですか。何かあればご意見いただきたいのですけれども、よろしいですか。

(村山国子委員) やっぱりこの一番下の柔軟に対応するって書いてあって、市がここで飲み会やっているみたいに言っていたら、市民が何で俺らは使えないのみたいになってしまう可能性もあると思うのです。だから、市は別なところでやってほしいです。

(小松良行委員長) 今もうそこ終わってしまっていて、次のサイン。

(村山国子委員) 別なことやっていたの。すみません。

(小松良行委員長) 先ほどご要望も添えて当局にお話ししていたかと思っておりましたので、ここを取りまとめて意見として申し添えるかどうかは、どうですか。今の議論の中でそんな、心配が及ぶような。

(真田広志委員) 市民広場に関しては庁舎扱いとすると先ほど説明ありましたよね。なので、その管理は今回の市民センターとかの管理とは別管理になってしまうのだよね。だから、先ほどの話には、そこまで我々は口挟めなくなってしまうのだなとちょっと思いました。市民広場に関しては管理を別として、市民広場とはちょっと分けて考えるのだと。いわゆる庁舎、本庁舎扱いとするのだみたいな話さっきありましたよね。さらっと流してしまったけれども。なので、その管理運営に関してはこちらのほうで口出すことはできなくなっているのかなというふうに普通に理解したのだけれども。もともと市民広場の利用って例えばシビックモールみたいなのを目指して、地域利用なんかもそこでやっていくよみたいなことも随分やって、最初に基本構想の中ではそういうことだったのね。そのときには物すごく柔軟的な利活用をしていくように、例えば市民と、それから市役所がしっかりみんなでまちを盛り上げていくような、そういった構想としていきましょうというのが一番基本にあって、そこから入ってきていたので、ここに関してはかなり柔軟な利活用をしていこうというようなことを、昔の基本構想の中ではそういうふうに決めていたところあったのです。

(村山国子委員) その他を言っているのです。

(真田広志委員) ねえ。なかなか。

(小松良行委員長) そろそろいいですか。先ほどの質疑の中でいろいろとご疑問な点はお尋ねいただきましたかというふうに思います。それは終了しておりますので、ただいまからは今説明を受けた中で施設の名称サインについてどのようにするか、今資料の3ページのほうでありましたけれども、このような福島市議会議事堂と、それからその下に市民センターと、そして小さく中央学習センターとなっていますけれども、字面も含めてただいまの説明のとおりでまず了としたいと思いますけれども、

それでよろしいですか。

とにかく議会に関わることはここで決めると、当局の側も勝手にできないのでということもありまして、確認しながら進めていきたいと思いますので、これは了としていきたいと思いますが、ご意見なければ、いいですね。

(真田広志委員) 階数表示というのはここにはしないのですね。階数表示、普通何階から何階までついているものなのだけれども、それ。

(後藤善次委員) それは中入ってから。

(真田広志委員) 中に入ると1階ずつのあるのだけれども、複合施設の場合はある程度のあれが分かるように、大まかに何階から、何階からとかって、例えば合同庁舎なんかの場合はそういうふうになっている、外でもある程度分かるようになっていところがあるのだけれども、気にしなくても、中入って皆さん調べるといことなのかなってちょっと思ったけれども。

(根本雅昭委員) これ背景茶色で黒い文字なのですけども、例えば何かアルミ板の上に文字を書くとかだともうちょっと目立つかなと思うのですけれども、色合いなんかも決められるということなのですか。

(小松良行委員長) さっき聞いておいてもらいたかったな。

(根本雅昭委員) さっき聞けばよかったと思って、すみません。特に異議はありませんので。

(小松良行委員長) では、施設名称サインについては委員会として説明を受けたとおりで了解したいと思います。よろしいですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ありがとうございます。

次に、当局説明前にお伝えしましたけれども、協議事項の常任委員会室のプレートサインと傍聴席名のプレートサイン、2点についてであります。

こちらについては、委員の皆様で自由に討議、討論していただいて委員会としての方向性を決定していきたいと思います。

なお、自由討議としておりますので、録音を止めて、これから私の発言許可も不要としますので、積極的なご発言をお願いしたいと思います。

それでは、自由討議を開始しますので、録音を停止してください。

【この間自由討議】

(小松良行委員長) それでは、委員会としては、常任委員会室のプレートサインは第1委員会室、第2委員会室、これは算用数字で、というサインにするとし、傍聴席のプレートサインについてはやはり傍聴席というままでとしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ありがとうございます。

それでは、この件については以上とさせていただきます、当局へも正副手元で協議の結果をお伝えしてまいりたいと思います。

次に、今後の調査の進め方についてを議題といたします。

前回委員会で、以前委員からご意見があった行政視察について、正副手元で整理の上、お示しすることとしておりました。正副委員長としましては、新議事堂への移転時期も迫ってきている中、他市の事例を調査することでより具体的なイメージを委員間で共有できることから、行政視察を実施したいと考えております。

そこで、視察日程や候補地などについての案をまとめましたので、これより事務局より説明させていただきます。

（鈴木書記） 皆様のお手元に配付の複合市民施設に関する調査特別委員会行政視察候補地という資料をお開きいただければと思います。GG、R 6、6月14の視察候補地でございます。こちらまず視察行程ですが、令和6年8月6日火曜日から7日水曜日までの2日間となります。

視察先、視察項目につきましては、（1）番、神奈川県川崎市の川崎市が8月6日火曜日になりまして、こちら視察時間1時間半程度を予定しております。視察項目としましては、議会図書室の取組について、議場システムについてということで、視察地の状況としましては、こちら令和5年10月に新庁舎開庁いたしまして、議会図書室の取組ですとか、議場システムにつきましては電子採決システムを導入しているというところで、本会議の字幕付ライブ中継も実施しているということですので、こちらをメインに視察できればと考えております。

（2）番、茨城県下妻市につきましては、次の日、8月7日水曜日になりまして、こちら川崎市同様1時間半程度を想定しております。視察項目としましては、電子採決システムの導入についてということで、視察地の状況ですが、令和5年5月に新庁舎開庁しておりまして、新議場移転に合わせて電子採決システムを導入されております。そちらに伴い会議規則等も改正されておりまして、なお議場システムにつきましては本市が導入予定のシステムと同じ型式を使用しているというところでこちら選んだところでございます。

内容としましては以上です。

（小松良行委員長） 川崎という大きいまちの議員定数60というところから小さな市の2か所を見るということでございますが、何かご質問、ご意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（小松良行委員長） では、このような内容で行政視察を行いたいと思います。ご異議ございませんね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

（小松良行委員長） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、視察に関する詳細な内容については、先方と調整もありますので、次回以降協議させていただきたいと思います。

正副委員長から以上ですが、最後にその他といたしまして、皆様から何かございますでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) なければ、以上で本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後4時13分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 小 松 良 行